

1 2017 年度の事業報告

<2017 年度の事業計画からのふりかえり>

取り組むべき広範な課題の中で以下のようなテーマを重点として設定し、また、これら以外の課題についても、理事会等で都度判断しながら必要な取り組みを行うこととしました。

1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

(1) 「NPO 法人消費者スマイル基金」の立ち上げ支援

2016 年度にスタートした消費者裁判手続特例法を含む消費者団体訴訟制度の一層の活用に向けて、財政面での課題を克服すべく、「NPO 法人消費者スマイル基金」が 2017 年 4 月に設立されました。全国消団連はこの基金の事務局として立ち上げに尽力します。また、2016 年臨時国会で成立した休眠預金法の対象に消費者分野が盛り込まれるよう、議員要請などの取り組みを進めます。特定適格消費者団体への財政支援の観点から国民生活センター法改正が検討されており、2017 年度通常国会での実現に向けて取り組みます。

→「消費者スマイル基金」は 2017 年 7 月に NPO 法人となり、皆様のご協力により会員は個人正会員 86 名、団体正会員 25 団体、団体賛助会員 38 名、寄付金総額は約 510 万円となりました（2018 年 4 月時点）。2017 年 10 月には第 1 回助成事業を実施し、6 団体に対して助成を行うことができました。休眠預金活用法の対象に消費者分野が盛り込まれるよう、国会議員や消費者庁への要請、意見募集や地方公聴会への対応などをスマイル基金事務局にて行いました。国民生活センター法は 2017 年度通常国会で改正が実現し、10 月に施行されました。

(2) 消費者運動への幅広い参加の獲得

2016 年度に全国消団連 60 周年記念事業として歴史に学ぶ企画を複数回実施しましたが、消費者運動総体としていよいよ歴史の継承、後進の育成が課題となってきています。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、学生賛助会員制度を導入することなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。

→運営会議などにおいて会員団体や他分野の実践に学ぶ企画を開催しました。新たな参加という観点では、PL オンブズ会議報告会への講師出演がきっかけとなり、「NPO 法人 Safe Kids Japan」に新規加入いただくことができました。学生賛助会員制度を 2017 年度定時総会にて導入しましたが、入会への働きかけには至りませんでした。大学生（明治学院大・お茶の水女子大）のインターンシップの受け入れを実施し、学習の機会を提供するだけでなく、スマイル基金ポスター制作などの形で成果をアウトプットしていただくことができました。

(3) 消費者問題議員連盟づくりへの準備

消費者政策の充実には、与野党国会議員の消費者問題への理解と関心を深めていくことが必要であり、そのカウンターパートとして超党派議員連盟の結成を働きかけていきます。結成後は議員連盟の活動を側面から支援し、消費者立法を促進していきます。

→政策課題や消費者スマイル基金運営に追われたことに加え、衆院選や野党再編もあり、取り組めませんでした。なお衆院選にあたっては、「消費者政策に関する政党アンケート」を実施しました。

2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

(1) 消費者基本計画工程表見直しへの対応

毎年行われる消費者基本計画工程表見直しに参画し、消費者行政の充実と実効性確保に取り組みます。

→消費者庁との意見交換会を開催し、2017 年度は 67 項目にわたるパブリックコメントを提出しました。しかし、提出した意見は十分に反映されませんでした。

(2) 民法の成年年齢引き下げ、消費者契約法改正への対応

成年年齢を18歳に引き下げる民法改正案が早ければ2017年臨時国会に提出予定と言われており、実現した場合に若年層の消費者被害増大が懸念されます。消費者委員会消費者契約法専門調査会でも消費者契約法改正に向けた検討が進められており、消費者被害防止に資する法制度整備の取り組みを進めます。

→成年年齢を18歳に引き下げる民法改正案の国会提出は2018年の予定となりましたが、消費者委員会消費者契約法専門調査会の議論やその後の意見募集に対応するとともに、議員要請などの取り組みを進めています。

(3) 食品安全・表示に関する対応

食品表示制度などの変更が進む中、リスクコミュニケーションへの参画や学習などを通じて食品安全・表示への消費者のリテラシーを高めます。消費者委員会の建議への対応が未だ十分行われていない特定保健用食品制度など保健機能食品制度全般の見直しや、消費者の誤認を招く形で制度設計が進められている加工食品の原料原産地表示制度など、不備のある制度に対して是正を求める取り組みを進めます。

→食品表示については、原料原産地表示に係る食品表示基準改正(案)についての意見を提出しましたが、これまでに全国消団連が提出した意見が十分反映されることなく制度が施行されました。消費者庁で検討が開始された遺伝子組み換え表示制度に関する学習会を実施しました。食品安全に関して、食品の安全と健康食品に関する学習会、食品衛生法改正に関する学習会、平成30年度輸入食品監視指導計画(案)についての学習会を行いました。

(4) 消費者がエネルギーを適切に選択できる環境整備(電力・ガス自由化への対応等)

昨年の電力自由化に続き、2017年4月にガス自由化がスタートしました。消費者がエネルギーを適切に選択できる環境整備(料金・取引条件・情報開示)に向けて、意見発信や事業者アンケートなどに取り組みます。

→事業者アンケートは、「第2回電源構成等の情報開示に関するアンケート」「都市ガスの情報開示と料金体系に関するアンケート」に取り組みました。電力の情報開示は1年前よりも前進していること、一方で都市ガスの情報開示は十分でないことや「規制なき独占」が既に生じていることなどが挙証できました。「電力・ガスに関する学習会 ～選択できてますか?家庭で使うエネルギー～」を開催したほか、原発の事故処理・賠償費用、廃炉費用の託送料金への上乗せ問題について『電気事業法施行規則』等の一部改正に関する意見』を提出しましたが、意見が反映されることなく上乗せが決定されました。

(5) 地方消費者行政の強化

消費者安全確保地域協議会(地域の見守りネットワーク)や消費者教育推進地域協議会づくりに向けた働きかけ・参画を進めます。また、これらを含めた地方消費者行政の強化を図るために、地方消費者行政推進交付金継続に向けた働きかけを進めます。

→消費者庁「地方消費者行政支援検討会」報告書についての学習会開催や、「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援についての意見」の提出を行いました。2018年度の地方消費者行政強化交付金は大幅な減額となりました。今後の地方消費者行政のあり方を検討すべく「地方消費者行政プロジェクト」を2009年以来復活し、都道府県交付金アンケートを行うとともに、「地方消費者行政における財政支援に関する意見」の提出や、2月にシンポジウムを開催しました。国会議員要請も実施しています。

(6) その他課題

個人情報保護の分野別ガイドライン策定、公益通報者保護法、貸金・多重債務・カジノ法、通信や郵便のユニバーサルサービス、倫理的消費・消費者志向経営の促進などの課題について、状況を見ながら取り組みを検討します。

→カジノ法、賃貸住宅標準契約書、独占禁止法改正などについて意見を提出しました。「SDGs（持続可能な開発目標）」や電話のユニバーサルサービス問題、「AI・IoT」「ゲノム編集」などの新技術に関して学習会を開催しました。

3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

(1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Web システムを活用して地域団体との連携を強めます。

→各団体・専門家の協力を得て、適宜意見発信や議員要請などに取り組みました。

(2) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CI から発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。

→CI からの要請に応え、「世界消費者権利の日」国連国際デー化提案への支持を日本政府に要請しました。「Foundation for Consumers (タイ消費者財団)」「Malaysia Consumer and Family Economics Association (マレーシア消費者と家庭の経済学協会)」との交流を行いました。

(3) 他分野との連携強化

福祉や子育て支援など、隣接分野で活動している団体との連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。

→子どもの安全問題に取り組む「NPO 法人 Safe Kids Japan」とのつながりができ、新規加入いただくことができました。

<2017 年度の政策課題まとめ>

活 動	意見書、パブコメの提出	18 本（前年度 32 本）
	政府審議会等への参画	9 省庁 23 会議（前年 11 省庁 29 会議）
	学習会の開催	12 回 400 名参加（前年度 20 回 506 名）
	調査活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策に関する政党アンケート ・消費者行政交付金についての都道府県アンケート ・第 2 回電源構成等の情報開示に関する事業者アンケート ・都市ガスの情報開示と料金体系に関する事業者アンケート
	院内集会の開催	なし
	消費者契約法改正運動	44 団体登録
	ストップ！迷惑勧誘運動	63 団体登録
	自然エネルギーアクション	エネルギー基本計画学習会
<p>○「学習会の開催→意見書・パブコメの発出」をサイクル化し、機動的な意見発信を行った。</p> <p>○調査活動については、政策提言の裏付けとすべく、消費者政策に関しては交付金に関する都道府県アンケートを、エネルギー課題に関しては事業者の実態把握のためのアンケートを実施した。</p> <p>○立法運動については、消費者契約法改正に向けて、「消費者契約法改正運動」構成団体への情報提供を適宜実施しているとともに、「消費者契約法の改正を実現する連絡会」が精力的に活動していることもあり、同会と連携して取り組みを進めている。</p> <p>○政府審議会等への参画は、対象分野・省庁が年々広がっており、対応のあり方が今後の課題。</p>		

<2017 年度の運営課題まとめ>

活 動	会員加入状況	48 団体（前年度末+1 団体）
	理事会開催状況	6 回開催
	理事会回議	21 件（前年 35 件）
	運営会議開催状況	7 回開催、参加数 242 名
	製品安全専門委員会	引き続き月 1 回ペース。7/1 報告会開催。
	国際活動専門委員会	開催なし
	ホームページの運営	訪問回数平均 16.2 千回／月（前年 16.1 千回）
	『消費者ネットワーク』	引き続き毎月発行。
	消団連速報、連絡会 news	74 号発行（前年 113 号）、34 号発行（前年 48 号）
<p>○運営会議はテーマに応じ公開企画として開催した。</p> <p>○Web 会議システムの活用を引き続き実施しており、遠隔地会員の Web を通じた理事会や学習会への参加が進んでいる。</p> <p>○国際活動専門委員会は委員会開催ができなかった。委員会の活性化、メンバー拡大などが課題。</p>		